

平成27年3月6日

公 告



契約担当官  
航空自衛隊第83航空  
会計隊長 淡島 将



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加された

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
  - (1) 件名 食器洗浄及び清掃作業等123回以下6件
  - (2) 履行期間 平成27年4月1日 ～ 平成27年9月30日
  - (3) 履行場所 航空自衛隊沖永良部島分屯基地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 平成27年3月23日 15時00分
5. 参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
  - (2) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合はこの限りではない。
  - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合はこの限りではない。
  - (5) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 入札者は、課税業者又は免税業者を問わず見積もった単価の108分の100に相当する単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額を入札書に記載すること。  
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は平成27年3月20日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室及び航空自衛隊沖永良部島分屯基地基地業務小隊事務室
12. 契約方法 単価契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
  - (1) 入札説明会 無
  - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札前までに提出すること。
  - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
  - (4) 消費税及び地方消費税（消費税及び地方消費税相当額を含む）は、請求金額が確定した段階で当該金額の8%に相当する額とする。なお、円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。  
本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 川島まで。  
電話番号 098-857-1228・1229

航空自衛隊沖永良部島分屯基地仕様書

|        |             |                 |            |
|--------|-------------|-----------------|------------|
| 仕様書の種類 | 内容による分類     | 役務仕様書           |            |
|        | 性質による分類     | 個別仕様書           |            |
| 物品番号   |             | 仕様書番号           |            |
| 品名又は件名 | 食器洗浄及び清掃作業等 | 沖永良部島LPS-X-0001 |            |
|        |             | 承認              | 平成27年2月17日 |
|        |             | 作成              | 平成27年2月17日 |
|        |             | 改正              |            |
|        |             | 作成部隊等名          | 第55警戒隊     |

1 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊沖永良部島分屯基地における食器洗浄及び清掃作業等について適用する。

(2) 作業の種類

ア 食器、配食かん類の洗浄及び運搬、格納

イ 食堂及び食器洗浄場の清掃

2 作業内容

(1) 喫食後の食器類を洗剤、食器洗浄機等で洗浄し、食器消毒保管庫に格納する。

(2) 配食を終了した配食かん類を洗剤を使用して洗浄し、指定の場所に格納する。

(3) 喫食終了後、食卓備品を整理整頓して卓上を清掃する。

(4) 喫食終了後、食堂の床をほうき又はモップで清掃する。

(5) 食器洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した器材等は、使用終了後手入れし所定の場所に収納する。

(6) 食器洗浄場は、作業終了後清掃する。

3 作業量

(1) 洗浄する食器、配食かん類の種類及び数量は、表第1を基準とする。

表第1

| 食区分<br>種類 | 朝 食  |      | 昼 食   |      | 夕 食  |      |
|-----------|------|------|-------|------|------|------|
|           | 平 日  | 休日等  | 平 日   | 休日等  | 平 日  | 休日等  |
| 飯食器       | 55 個 | 45 個 | 101 個 | 48 個 | 55 個 | 47 個 |
| 汁食器       | 55 個 | 45 個 | 101 個 | 48 個 | 55 個 | 47 個 |
| 菜皿        | 55 個 | 45 個 | 101 個 | 48 個 | 55 個 | 47 個 |
| 洋皿        | 55 個 | 45 個 | 101 個 | 48 個 | 55 個 | 47 個 |
| 小皿        | 55 個 | 45 個 | 101 個 | 48 個 | 55 個 | 47 個 |
| 湯呑み       | 55 個 | 45 個 | 101 個 | 48 個 | 55 個 | 47 個 |
| 盆         | 55 個 | 45 個 | 101 個 | 48 個 | 55 個 | 47 個 |
| 箸         | 55 膳 | 45 膳 | 101 膳 | 48 膳 | 55 膳 | 47 膳 |
| 50人用配食かん  | 4 個  | 4 個  | 6 個   | 5 個  | 5 個  | 5 個  |
| 25人用配食かん  | 4 個  | 4 個  | 6 個   | 5 個  | 5 個  | 5 個  |

※ 朝食時において、パン食支給時は、飯食器を洋皿に読み替える。

(2) 清掃する食堂等の面積等は表第2及び別図を基準とする。

表第2

| 区 分    | 面 積 等                 |
|--------|-----------------------|
| 食 堂    | 127.36 m <sup>2</sup> |
| 食堂内の食卓 | 11 台                  |
| 食堂内の椅子 | 44 脚                  |
| 食器洗浄場等 | 9.91 m <sup>2</sup>   |

4 作業終了時刻

終了時刻は表第3を基準とする。

表第3

| 作業区分 |     | 作業終了時刻 |
|------|-----|--------|
| 朝食作業 | 平 日 | 11時00分 |
|      | 休日等 |        |
| 昼食作業 | 平 日 | 15時00分 |
|      | 休日等 |        |
| 夕食作業 | 平 日 | 18時00分 |
|      | 休日等 |        |

5 作業日数

作業日数は、表第4による。なお土曜日、日曜日及び祝祭日は休日扱いとする。

表第4

| 月   | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 合計  |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 平日  | 21 | 18 | 22 | 22 | 21 | 19 | 123 |
| 休日等 | 9  | 13 | 8  | 9  | 10 | 11 | 60  |

6 準備品等

役務に関わる物品等は全て契約相手方が負担する。ただし、食器等の洗浄に使用する洗剤等については、表第5のとおり又は同等品以上とする。

表第5

| 使用用途    | 洗剤名         |
|---------|-------------|
| 食器洗浄用洗剤 | ヤシノミ洗剤      |
| 食器用漂白剤  | キッチンワイドハイター |

7 作業の実施及び検査

- (1) 各食の作業が終了したときは、その旨を検査官に届け出て検査を受けるものとする。
- (2) 検査に合格しないときは、遅滞なくこれを補完し再検査を受けるものとする。
- (3) 検査の記録は、別表「検査書」によるものとする。

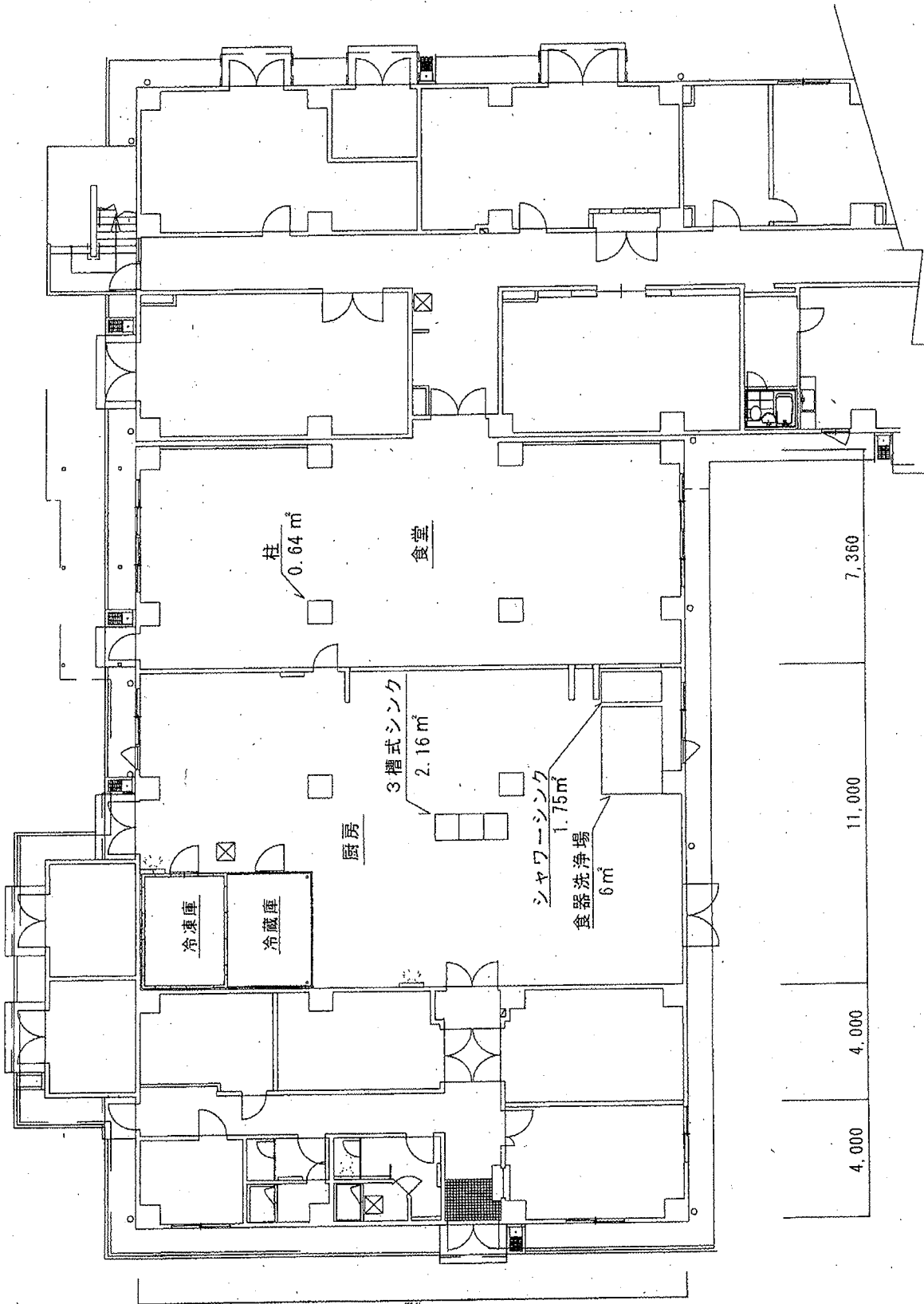
## 8 衛生管理

履行場所における作業従事者は、毎回1回の腸内菌検索を実施するとともに、大量調理施設衛生管理マニュアルの趣旨をふまえた衛生管理の徹底を図るものとし、その検査結果を書面で官側に提出するものとする。

## 9 その他

- (1) 履行場所における作業従事者については、日本国籍を有することを要し現在及び過去において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、又はこれに加入した者を除くものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び、疑義の生じた事項については、その都度、契約担当官と調整のうえ行うものとする。

食器洗浄場及び食堂



18,000

厨房 9.91 m<sup>2</sup>

食堂 127.36 m<sup>2</sup>

